公　告

諮　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年３月14日

北陸地方整備局長　橋場　克司

１　処分をした年月日　平成25年２月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ダイヤ産業株式会社　徳木　芳秋　石川県金沢市打木町西214番地　国土交通大臣許可（般―23）第24348号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年１月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第３０００６号

広島県呉市音戸町北隠渡１丁目８番10号

申立人　木戸　正博

本籍広島県豊田郡大崎上島町明石2720番地、最後の住所広島県豊田郡大崎上島町明石2584番地、死亡の場所広島県竹原市、死亡年月日平成24年７月16日、出生の場所広島県豊田郡木江町、出生年月日大正12年２月19日、職業無職

被相続人　亡　川本　澄子

事務所広島県呉市中央３丁目９番１号

相続財産管理人　木戸　正博

広島家庭裁判所呉支部

平成２５年（家）第３０００８号

広島県呉市西惣付町15番48号

申立人　岩崎　尚美

本籍広島県呉市清水通３丁目88番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所広島県呉市、死亡年月日平成23年11月21日、出生の場所広島県広島市、出生年月日大正10年１月７日、職業無職

被相続人　亡　岩﨑　満子

事務所広島県呉市阿賀中央６丁目14番７―202号

相続財産管理人　湯澤　俊樹

広島家庭裁判所呉支部

平成２４年（家）第７０９２号

山口県美祢市秋芳町嘉万5076番地

申立人　篠田　洋子

本籍山口県美祢市秋芳町嘉万2871番地、最後の住所山口県美祢市秋芳町嘉万2870番地２、死亡の場所山口県山口市、死亡年月日平成24年７月25日、出生の場所山口県美祢市、出生年月日昭和14年４月15日、職業無職

被相続人　亡　山本　秀子

事務所山口県山口市春日町2066番１　藩庁門ビル２階

相続財産管理人　弁護士　中山　修身

山口家庭裁判所

平成２４年（家）第７３７０号

福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号

申立人　株式会社西日本シティ銀行

本籍福岡市南区柏原１丁目４番、最後の住所福岡市南区柏原１丁目４番25号、死亡の場所福岡市南区、死亡年月日平成23年12月５日、出生の場所福岡県三井郡上津荒木村、出生年月日昭和20年１月２日、職業自営業

被相続人　亡　渡邉　正男

事務所福岡市中央区警固２丁目12番12号　警固丸ビル２階　警固法律事務所

相続財産管理人　弁護士　五十川　伸

福岡家庭裁判所

平成２５年（家）第３４３号

北海道函館市若松町２番５号

申立人　株式会社ジャックス

本籍北海道函館市旭町12番地10、最後の住所札幌市中央区南17条西10丁目１番30―1101号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日平成24年７月17日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和31年６月４日、職業不明

被相続人　亡　髙橋　正一

事務所札幌市中央区大通西13丁目４番地102　レジディア大通公園３階　亀山・近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　健大

札幌家庭裁判所

平成２５年（家）第２４号

北海道岩見沢市上志文町213番地１

申立人　菊谷　　忠

本籍北海道空知郡上砂川町字鶉248番地、最後の住所北海道空知郡上砂川町字鶉79番地４、死亡の場所北海道砂川市、死亡年月日平成23年８月10日、出生の場所北海道空知郡栗沢村、出生年月日昭和９年２月18日、職業無職

被相続人　亡　大岩　桂子

北海道岩見沢市１条東２丁目８番地５、事務所北海道岩見沢市３条西１丁目３番地３

相続財産管理人　山本　直史

札幌家庭裁判所滝川支部

平成２５年（家）第２３号

宮城県石巻市中央３丁目６番21号

申立人　石巻信用金庫

本籍宮城県石巻市中屋敷２丁目18番地４、最後の住所宮城県石巻市中屋敷２丁目２番２号、死亡の場所宮城県石巻市、死亡年月日平成23年３月11日、出生の場所宮城県遠田郡涌谷町、出生年月日昭和12年８月10日、職業会社経営

被相続人　亡　三浦　政儀

宮城県石巻市泉町４丁目１番20号庄司法律事務所

相続財産管理人　松浦健太郎

仙台家庭裁判所石巻支部

平成２５年（家）第９００２号

秋田県北秋田市綴子字塚ノ岱17番地

申立人　畠山喜久雄

本籍秋田県北秋田市綴子字大堤64番地、最後の住所秋田県北秋田市上杉字金沢240番地、死亡の場所秋田県北秋田市、死亡年月日平成24年11月25日、出生の場所秋田県北秋田郡綴子村、出生年月日昭和５年５月９日、職業無職

被相続人　亡　三澤ハルヱ

秋田県大館市東台４丁目４番81号、事務所秋田県大館市字部垂町39番地３

相続財産管理人　弁護士　川田　繁幸

秋田家庭裁判所大館支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第３００１８号

千葉市中央区中央３丁目８番８号中央ＣＩＢビル６階稲垣法律事務所

申立人　井原　真吾

本籍千葉市稲毛区長沼原町317番地１、最後の住所千葉市稲毛区長沼原町317番地１　ヴィルフォーレ稲毛１番館805号、死亡の場所千葉県千葉市稲毛区、死亡年月日平成21年４月６日、出生の場所茨城県多賀郡多賀町、出生年月日昭和29年２月17日、職業会社経営者

被相続人　亡　堀江　泰延

催告期間満了日　平成25年９月24日

千葉家庭裁判所

平成２５年（家）第５０１２号

神奈川県横須賀市日の出町２丁目４番地31

申立人　藤尾　芳彰

本籍神奈川県横須賀市走水２丁目831番地、最後の住所神奈川県横須賀市長沢４丁目13番１号　三浦しらとり園、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日平成24年５月16日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和20年12月７日、職業無職

被相続人　亡　飯田　善彦

催告期間満了日　平成25年10月４日

横浜家庭裁判所横須賀支部

平成２５年（家）第５７号

長野県木曽郡南木曽町田立684番地３

申立人　小幡　和彦

本籍岐阜県中津川市中津川1775番地２、最後の住所長野県木曽郡南木曽町田立150番地１、死亡の場所長野県木曽郡南木曽町、死亡年月日平成23年４月16日、出生の場所岐阜県恵那郡中津町、出生年月日大正３年６月２日、職業無職

被相続人　亡　小幡あさゑ

催告期間満了日　平成25年９月30日

長野家庭裁判所松本支部